

令和4年度第2回東京都入札監視委員会

令和4年11月16日

東京都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N1室

【臼田契約調整担当課長】 それでは、契約調整担当課長の臼田でございます。先生方、どうぞよろしく申し上げます。

開会に先立ちまして、本日、御参加いただいた記録を残すためにスクリーンショットを1枚撮らせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。少々お待ちください。

ありがとうございます。撮影が終わりました。御協力ありがとうございます。

それでは、開会の挨拶を財務局契約調整担当部長より行わせていただきます。

【前山契約調整担当部長】 ありがとうございます。これより、令和4年度第2回東京都入札監視委員会を開催します。

委員の皆様には、お忙しい中御出席を賜り、大変ありがとうございます。本日は、私、財務局契約調整担当部長の前山が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

本日、御出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては配付資料のとおりでございます。紹介は割愛させていただきます。なお、木下委員と森岡委員につきましては、本日は所用により欠席となっております。

続きまして、本日、お手元に配付しております資料に基づいて確認させていただきます。

【臼田契約調整担当課長】 改めまして、契約調整担当課長の臼田でございます。よろしく申し上げます。

資料につきましては、郵送にて事前にお送りさせていただいているところでございます。

次第をおめくりいただきまして、資料一覧が2枚目でございます。一覧のとおり、資料は全ておそろいか御確認をお願いします。審議資料は全20ページでございます。不足等ございましたら御発言をお願いします。よろしいでしょうか。御確認ありがとうございます。

続きまして、本日の議事進行につきまして御説明申し上げます。資料の1枚目、次第を御覧ください。

まず、制度部会につきましては、制度部会の堀田部会長から、令和4年5月に開催されました第1回及び第2回の審議の結果について御報告をいただきまして、その後、各委員の方から御意見を頂きたいと思っております。

第一監視部会につきましては、第一監視部会の小見部会長から、令和4年7月に開催されました第1回の審議の結果につきまして御報告をいただき、その後各委員の方から御意見を頂きたいと思っております。

第二監視部会につきましては、第二監視部会部会長である有川委員長から、令和4年9月に開催されました第1回の審議の結果につきまして御報告をいただき、その後各委員の方から御意見を頂きたいと思っております。

【前山契約調整担当部長】　　続きまして、本日の議事の進行役につきましてですが、有川委員長にお願いしたいと思います。有川委員長、どうぞよろしくお願いします。

【有川委員長】　　有川です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、早速ですが、会を進めたいと思います。議案の1番と2番の制度部会の報告を堀田部会長からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【堀田委員】　　堀田でございます。

それでは、まず第1回の制度部会について御報告申し上げます。資料は1ページになります。本年5月11日から12日に書類の回議による審議を行いました。審議事項は1つ、工事における調査基準価格と算定式の見直しについてでございます。

当日の審議内容について御説明します。事務局から、工事における調査基準価格等の算定式について、都ではこれまでも国の算定式を準用してきており、ダンピング対策のさらなる徹底に向け、今回も国の見直しに準じて、一般管理費等の乗率を国と同様、すなわち0.55から0.68に見直す旨の説明を受けました。

各委員からは特段の御意見はありませんでした。制度部会としては、説明内容のとおり見直しを了承することとしました。

以上が第1回の制度部会における審議の概要となります。

続きまして、第2回の制度部会についてです。資料は3ページになります。本年5月31日に開催しました。審議事項は1つ、総合評価方式における技術点の一部見直しについてです。

同日の審議内容について御説明します。事務局から、総合評価方式における女性活躍推進の拡充について、目的、背景、適用対象や検討の方向性等について御説明を受けました。

各委員からは、最終的な目標を現業での女性活躍に置くのであれば、もう一步踏み込んだ制度設計も検討してほしいなどの意見がございました。

制度部会としましては、委員からの御意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めていただくこととしました。

以上が第2回制度部会における審議の概要となります。以上です。

【有川委員長】　　ありがとうございました。ただいまの制度部会の報告につきまして、各委員の方、何か質問や意見がありましたら挙手をお願いします。

特によろしいでしょうか。それでは、もし何かありましたら最後のところでまた追加して聞いていただくということにしまして、進めていきたいと思えます。

それでは、次に議案3の第一監視部会の定例審議の結果につきまして、小見部会長から報告をお願いしたいと思います。

【小見委員】　　小見でございます。第1回第一監視部会審議結果の報告についてです。

まず、審議対象事案の抽出方法ですが、資料の7ページの別紙3-1を御覧ください。当第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事案については、予定価格×落札率が大きい順に上位100件の中から抽出すること、社会的注目事案について

は、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事業、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出するとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を部会長が決定すると決めております。こうしたプロセスを経まして、最終的に決定した事案が別紙3-1に記載した6件です。

定例審議の当日は、各事業所管局の担当者も出席して説明をしていただいた上で、入札契約手続がルールに基づいて適正に行われているか、また、今後検討すべき事項がないか等について審議をしました。

なお、会議の公開については、個人情報や法人情報の保護の観点から非公開とし、後日、審議概要と議事録を公表することとしました。

審議の結果、意見が付された案件もありましたが、いずれも入札契約手続そのものはルールどおりに行われていることを確認しました。したがって、知事に対する意見の具申はありません。

では、議案ごとに具体的な審議内容を報告します。8ページの審議概要を御覧ください。

豊洲市場排水施設棟内給水ユニット他修繕工事。まず議案1は1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、希望申請期間が4日や1週間など、比較的短いと思われるような日程で運用しているようだが、申請期間を延ばすことで業者に検討の機会をより与えるという方法は取れないのか等の質疑を行いました。

これに対して、発注する際には、工事の規模やJVの有無等に応じて公表期間を定めている。仮に公表期間を延ばした場合、事業者の参加機会は増えるものの、一方で、同じ時期に発注する案件が増えることで一部の案件に申し込みが集中し、不調が生じる懸念もあると考えている。そのようなバランスを見ながら、現在は1週間（JVを組織するものは2週間）というスケジュールで運用していると回答がありました。

続きまして、普通標識緊急工事年間単価契約（5、10、6、7方面）です。

次に、議案2は、同一事業者による長期継続受注事案として抽出した案件です。

本件は、本案件のエリアだけではなく、残りすべてのエリアも同じ事業者が落札しており、考えられる理由があるか等について質疑を行いました。

本工事案件は、緊急工事案件として、1年間を通じて即時体制で現場対応を可能とする各種ノウハウが必要になる。落札した事業者については、①緊急要請に対応した技術者や作業員の配置が確実にできること、②各種資材の在庫や入手ルートを確保していること、③警視庁の管内、広範なエリアをカバーできること、④部材費を安く抑えられることから、他の事業者よりも工事費を安く設定できたと考えられるとの説明を受けました。

続きまして、南多摩水再生センター汚泥濃縮設備再構築その2工事です。議案3は、高額・高落札事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件は、1者入札となっているが、何か競争が働きにくいような状況があったのか。ま

た、電子調達システム上での辞退理由などから、事業者の実態を知ることができないのかという点等について質疑を行いました。

これに対して、今回の工事については、特に条件は示していないので、内容としてはどの事業者でも施工できるものであったと考えている。また、電子調達システム上でも辞退理由について自由記述ができるようになっているが、事業者の実態を知る方法については、事業者の利便も含めつつ検討していきたいと説明がありました。

本件については、競争性を維持するためには、辞退を防止するための工夫をする必要がある。事業者が入札を辞退する理由をより知るための方法について検討してほしいとの意見を付しました。

次は、南部汚泥処理プラント汚泥焼却電気設備再構築その2工事です。議案4は、高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、辞退理由に、「見積り金額が当初見込みより過大となったため」というものがあり、最近様々な費用が高騰しているが、工事の発注を計画してから入札するまでの期間はどれくらいになるのか。その間に物価の変動などをどの程度見越しているのか等について質疑を行いました。

これに対して、計画から契約締結までは約4か月となるが、物価の変動については、まず予定価格を算定するときは最新の単価を使用することが重要となる。その上で、契約書にスライド条項を定めており、物価や賃金に変動があった場合は、受注者側の請求によって、実勢に応じた金額に変更することが契約約款に位置付けられているとの回答がありました。

令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事。議案5は、高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、技術実績評価型総合評価方式を採用しているが、希望1者のまま任意選定をせずに入札手続を進めた理由。令和4年度以降の同様の工事が続くと思われるが、その際に、1者応札にならないような工夫等について質疑を行いました。

これに対し、本案件は一般競争入札の案件であり、任意選定は行われぬ。加えて、総合評価方式については、要綱において任意選定を行わないことを定めており、総合評価方式では事業者の過去実績を評価するが、都は過去実績をすでに把握しており、その中で任意選定をすると恣意的な運用にもつながりかねないため、希望1者のまま進めたとの回答がありました。

また今後の工夫について、この工事では、地盤改良の特殊船を使用しなければならないため、情報を取って船が空いているときを把握しつつ、かつ工期を十分に取ることで対応していきたいと考えている。さらに、事前にできるだけ明確な発注予定情報を明らかにしていきたいとの回答がありました。

続いて、バス停留所上屋新設等単価請負工事。議案6は、高額・高落札率事案、1者入札事案及び同一事業者による長期継続受注事案として抽出した案件です。

本件については、希望した3者中2者が実績不足を理由に1者のみを指名している案件となりますが、指名時に判断材料としている実績不足について、不足の基準があるのかについてや今後同じように実績不足で指名数が減ってしまうことに対する改善策等について質疑を行いました。

これに対して、今回指名できなかった2者については、本案件が年間で計画している規模に対して、2者の施工実績が足りなかったものになる。基準について、明確な数値化をしていないが、当該施工を行うに当たり信頼に足ると局内で判断できる程度の実績は求めたいと考えている。また、改善策として、しっかりした施工を確保したいという思いもあるものの数字の基準だけでは難しいという視点も理解できるため、これからどういうことを考えていけるか検討していきたいとの回答を受けました。

本議案については、現状では、いつまでも競争が起こらないので実績などをもう少し細かく検討した上で判断するなど、事業者を見極めることで、多少業績が少なくても積極的に参加できるようにしてほしいとの意見を付しました。

第1回第一監視部会の定例審議の結果については以上となります。

【有川委員長】 ありがとうございます。ただいま頂きました第一監視部会の報告につきまして、委員の方は何か質問や意見がありましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、もし万一、後で補足して、質問、意見がありましたら、最後のところでもう1回時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、第二監視部会の定例審議の結果につきまして、部会長である私のほうから説明をさせていただきます。

資料15ページの別紙4-1を御覧ください。審議対象事案の抽出方針につきましては、先ほど報告のありました第一監視部会と同様となりますので、説明は省略させていただきます。抽出方針に基づいて最終的に抽出した事案がこの別紙4-1に記載されている6件となります。

審議の結果でございますが、それぞれ意見などを付しましたが、知事に対する意見の具申事項まではありませんでした。

では、議案ごとに審議の概要を報告したいと思います。16ページの審議概要を御覧ください。

まず議案1ですが、墨田川左岸照明施設整備工事です。こちらは高落札率事案として抽出した案件です。

本件は希望制指名競争入札により発注を行ったものですが、希望1者、指名1者、応札1者となった案件であります。このため高落札率となった原因と併せて1者入札になったことについてどのように原因を分析しているか。1者入札の改善を図らないまま予定価格の全公表を行うことについてどう考えているか等について質疑を行いました。

これに対して、1者入札の原因については、総合評価落札方式の適用により、技術点に自信のない業者は入札を見送る傾向があること。

本工事の発注時期に配置予定技術者が調達できなかったことなどが主な理由と考えるという説明を受けました。また1者入札の改善につきましては、入札制度改革における1年間の試行の結果、入札監視委員会の議論を踏まえた現在の制度としているが、今後の入札については、より競争性を高められるような工夫を検討しながら進めていきたいとの説明を受けました。

当部会としては、総合評価の適用について一つ一つ検証を行いながら適切な運用を図るとともに、1者入札についてはヒアリングを含め適切な原因分析を行って、1者入札改善の半ばにおける予定価格の事前公表を行うにあたっては、競争性が十分働くよう改善に取り組んでいただきたいという意見を付しました。

次に、議案2、有明テニスの森公園施設改修その他工事です。本件はオリパラ大会競技施設の後利用に向けた改修工事で、高額事案として選定したものです。

当初より後利用計画を考えた設計となっていることだが、当初、想定し得なかった問題や改善点はあるかなどについて質疑を行いました。

これに対し、当初より大会後のコートの面数等を決めてから大会時に必要なものを造るなど、無駄になる部分を最小限に抑えられたと考えている。改修工事が進捗中であり、現時点では問題や改善点は特にないとの説明を受けました。

本件に対しては、工事の完了後において、大規模なイベント等の仮設工事を含む後利用の事業に向け、改善点やそのほかの問題がないかどうかについて、しっかり検証を行っていただきたいという意見を付しております。

次に議案3ですが、新海面処分場しゅんせつ土砂仮置・送泥工事に関するもので、こちらは1者入札事案として抽出した案件です。

本件は希望制指名競争入札により発注されたものですが、希望受付時には希望者は1者だったため、追加で7名を任意指名しましたが、結果的に応札したのが落札者1者のみであったということから、辞退した7者の辞退理由や今後の改善点等につきまして質疑を行いました。

これに対し、辞退事業者にヒアリングを実施したところ、本件工事が他工事で発生した土砂を受け入れて、送泥するといったものであるため、工事のスケジュールが立てづらいとの意見が、そういう声があったということから、今後、年間で6カ月ずつ2分割して発注していたものを3分割することで期間を短くし、計画の精度を上げること等を考えていくとの説明がありました。

本件については、当部会としては、1者入札の原因をしっかりと分析し、競争環境が整う工夫をしていただきたい。そのためには、今後進めようとしている分割発注のやり方が競争性を欠くことがないように十分検討していただきたいという意見を付しております。

次に議案4ですが、交通信号機移設・改良・更新・撤去工事の事案です。こちらは1者入札事案として抽出した案件です。

本件は希望制指名競争入札により発注されたものであり、希望受け付け時には希望10

者、その10者を指名しましたが、結果的に応札したのが落札者1者のみで、残り9者は入札時に一斉に辞退していたというものであります。

このことから、入札参加業者には参加表明に対する責任があり、安易に手を挙げて、安易に辞退するといったことには何らかのペナルティーを付すべきではないかという意見が出、また、希望時とは状況が変わった場合に辞退する手続きが設けられているかなどの質疑を行いました。

これに対し、選定の段階において、希望回数や落札回数との状況も考慮しながら業者の技術力や規模等を総合的に判断し、指名していく。業者は技術者の手が空いてしまわないよう他の工事にも予定技術者として配置して複数希望し、他の工事が落札した結果、当該技術者の配置が困難となり辞退するケースもあり、必ずしも安易に希望しているわけだけではないと考える。

また、指名通知後、開札日を待たずに辞退することが可能となっているが、その段階で追加指名することは、当該追加指名を受けた業者の見積もり期間が短くなるため、公平性の観点から行わない等の説明がありました。

本件については、当部会としては、入札手続の途中で辞退するような状況が判明した場合は、速やかに辞退することを徹底させてほしい。その上で、入札時まで理由なく引き延ばして辞退する事業者については、辞退理由によってはペナルティーを科すといったことについても検討していただきたいとの意見を付しております。

次に議案5ですが、旧築地市場勝どき門駐車場ほか解体工事。こちらは高額事案として抽出したものです。

本件は、希望制指名競争で十数者が希望し、その十数者を指名したとおりですけれども、最終的に落札した業者以外は全者失格基準に該当して失格。失格基準に該当しなかった高額で札を入れた業者が落札したという事態でありました。

このことから、本件はWTO案件ですので、WTO案件においては最低制限価格を設定できないことになっているが、低入札価格調査における失格基準のWTO案件との関係をどういうふう考えているのか説明していただきたいとの質疑を行いました。

これに対し、国からの通知も踏まえ、失格基準を設け、ダンピング対策を積極的に行っていくため、国の特別重点調査基準価格を参考に数値的失格基準を設け、直工費、一般管理費等について、一定の金額を下回った場合には失格とする運用をしている旨の説明がありました。

本件については、数値的失格基準が参考とした国の特別重点調査基準とは異なり、工事の費目ごとの一定の基準を下回った場合は機械的あるいは自動的に失格となるという制度でありますので、最低制限価格と同様の機能を果たしているためにWTO協定との整合性について注意が必要だと。ついては、低入札価格調査制度における失格基準の運用について、WTO協定との整合性について整理の上、報告すること。また、過去なされた築地市場解体工事を機に行われたWTO協定に関する議論、ここにおいても問題点が指摘された

というふうに、当時おられた委員からの指摘がありました。そういった議論もしっかり確認しておくことという意見を付しております。

今後、意見を踏まえて事務局において早急に検討していただくということを前提にして、知事への具申は行わないこととしているところであります。

議案6ですけれども、南部汚泥処理プラント監視制御設備補修工事です。これは、長期継続受注案件として抽出した案件であります。

本件については、補修計画のような長期的なものと比較が行われているのかどうか、また、長期的な補修計画との金銭的な乖離が出ていないのかどうか等の質疑を行いました。

これに対し、再構築に至るまでの基本タイムスケジュールを設定し、メーカーの交換推奨期間を基に補修計画を策定しているが、毎年の保守点検結果を重視し、補修箇所を決定した段階で金額が定まるため、金銭的な差異は明確に提示するのは難しい旨の説明がありました。

本件については、設備システムの導入時に以降の補修、修繕といったものを見込んだ入札など、可能であるものについては設備、施設、システムと一体として保守の発注を併せて行う等の視点を今後の入札契約の改善に取り込んでいただきたいという旨の意見を付しております。

第二監視部会の定例審議の結果は以上になります。

ここで立場は変わりまして委員長として、ただいまの第二監視部会の説明につきまして何か質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で議案1から議案4までの審議については終了になります。

それでは、本日予定されておりました議事は以上になりますが、先ほども保留しました全体的に、これまでの審議の報告の内容も含めまして、最後に何か意見、発言等がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

【仲田委員】 よろしいでしょうか。仲田です。

【有川委員長】 仲田さん、お願いします。

【仲田委員】 すみません。第一監視部会、第二監視部会、非常によくされているという理解をしております。ありがとうございます。

私は都のほうに質問したいのですが、この審議会の案件はいずれも1者入札がすごく多いですね。それはある基準に基づいて多くなったということかもしれませんが、私の質問は、全体として1者入札というものの割合が最近どうなっているのか。増えているのか、横ばいなのか、あるいは減っているのかという、そういう全体感が分かるとうれしいかと思っています。いかがでしょうか。

【有川委員長】 ありがとうございます。それでは、事務局のほうで、今、分かる範囲で結構ですので、まず取りあえず御説明いただけますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 データを少し確認しております。少しお待ちいただけますでしょうか。

【有川委員長】 はい。

【仲田委員】 もし、今出ないようであれば後でも結構ですので、回答をお願いしたいと思います。

【臼田契約調整担当課長】 令和3年度の1者入札の実績としまして、財務局契約については21.7%ということで、改革実施前に25%前後であったものが少し減っている状況かと思えます。各局の契約についても大体同じような傾向が見てとれます。

【仲田委員】 そうすると、実施前よりはこの3年、今回のこの審議対象の年度と比較は、実施前よりは1者入札は減っているという理解でよろしいですか。

【臼田契約調整担当課長】 入札契約制度改革以前と比べますと少し減っている状況だと思えます。

【仲田委員】 それは経年で見たらどういう傾向ですか。

【臼田契約調整担当課長】 改革の試行の際に1者入札は全て中止というような形で1年間行いました。そのときは1者入札は大きく減ったというところがありますけれども、その後、本格実施に際して1者入札については中止を行わないというようなことで変わったわけですが、その後については、若干試行時期よりは増えましたが、改革実施前よりは減ってきているという状況でございます。

【仲田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【有川委員長】 すみません。私が発言する場所ではないのかもしれませんが、せっかく仲田委員から質問が出ましたので、私のほうからも少しだけ、都の事務局のほうにお願いしたいのですけれども、国の場合ですと工事と物品、役務では1者入札の様相が大分差異がありまして、工事はある程度10%台まで落ち込んで1者入札が減ってきているのですが、物品、役務のほうは20%台で非常に国も苦しんでいるのですが、東京都の場合はこの委員会のミッションでないものですから、物品、役務のほうはどのぐらいの規模になっているのかも併せてしっかり押さえておいて、この委員会のミッションではありませんけれども、1者入札の改善に向けては工事だけではなくて公共契約全体についての改善に向けたやはりいろいろな意識、認識を持っていただけるとありがたいと思えます。

ほかの委員から何か意見がありますでしょうか。

【小見委員】 よろしいでしょうか。

【有川委員長】 小見委員。

【小見委員】 小見ですが、第二監視部会のところに出てきたお話ですが、これも事務局のほうにお伺いすべきことかと思えますけれども、途中で辞退するという者に対してペナルティーを科すということを検討していくというような話がありましたけれども、これは具体的にはどの程度可能かについて、少し御意見をお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、事務局からよろしいでしょうか。この事案は10者が手を挙げていましたが、辞退が相次いだ結果として最終的に応札したのが1者だっ

たというところで、安易な手挙げからの辞退については何らかのペナルティーが必要ではないかというところについて御意見を頂いたというふうに考えています。

基本的に、先生方の根本にある部分というのは、先ほどの審議の中でもありましたけれども、1者になってしまって、それが結果的に競争の阻害につながっているのではないかと。安易な手挙げが事業者の競争性の阻害につながっているようなことがあるのではないかと。というところからの御指摘かと我々としては理解をさせていただきます。

一方で、辞退ということ自体を全て悪いというか問題があることとは捉えてはいないというのが我々の考えでございます、やはり1者入札の原因をしっかりと分析することがまず当然大前提として必要で、さらには我々もデータとして確認はしているところですが、例えば、多数の方が手挙げをして、結果的に指名されない方が何者もいて、でも、結局最後にふたを開けてみたらほとんど皆さん辞退されていたという場合は、やはり他の指名されなかった方にとっての応札機会を奪ってしまうようなことが生じている可能性もあるかと思っておりますので、そのようなことが起きていないか、少し時間をかけてデータを追わせていただいて、辞退による競争性の阻害が発生しているのかどうか、そこをしっかりと分析させていただきたいと考えております。その先にペナルティーといったものが選択肢の一つとしてあるのかもしれないですけども、まずはそういった競争性の観点から、まずは1者入札を防ぐためには何ができるかということを考えていくことが大事かと思っておりますし、その上で、そういったデータをしっかりと分析をしていって、辞退が競争性を阻害しているような事態が生じていないかといったことをしっかりとウォッチしていくということにまず取り組ませていただきたいと思いますと考えているところでございます。以上です。

【小見委員】 ありがとうございます。第一監視部会でもやはりそういう案件は非常に多いので、大体理由を聞くと、技術者の配置が困難になったためというお決まりのものになっています。もちろん安易なのかあるいは悪意があるのかないのかというのはこれは難しい話で、そこまでそもそも調査するのは難しいと思います。

一方で、同じことを何回もやっている場合には、やはり安易と考えざるを得ないような部分もあります。いろいろな会社がいろいろなところでたくさん手を挙げて、それでたくさん辞退しているのを見る限りにおいては、ある一定期間内に同じ会社がそういう辞退を何回もいろいろなところでやった場合には、自動的にある程度のペナルティーを科すというような方法が現実的ではないかという気もします。それほど厳しいペナルティーではなくてもいいのでしょうかけれども、やはり何回かそういうことを繰り返したら少しはペナルティーが来るといような抑制効果があってもしかるべきかと思っておりますので、ぜひその辺のところをお考えいただきたいと思います。以上です。【有川委員長】 ありがとうございます。それでは、ほかの委員がいましたら。よろしいでしょうか。

積極的な報告、積極的な意見を頂きましてありがとうございます。それでは、審議をここで止めさせていただきまして、進行を事務局のほうに移したいと思っております。事務局よろしく申し上げます。

【前山契約調整担当部長】 本日はお忙しい中、御審議いただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

最後に、東京都財務局を代表しまして経理部長の五十嵐より御挨拶させていただければ
と思います。

【五十嵐経理部長】 申し遅れました。財務局経理部長の五十嵐と申します。3年ほど
前には、契約調整担当部長として制度改革に取り組みさせていただいておりました。その頃
の委員の先生もまだお残りいただいておりますが、経理部長として今度は入札の執行のほ
うの現場の総括をするという立場になっております。

いずれにしましても、制度と現場の入札の実務については密接に関連する部分でござい
まして、本日は有川委員長はじめ、委員の皆様にお忙しい中お時間を頂戴して御審議して
いただきまして、多くの御意見を頂戴しました。そうした意見を踏まえまして、私どもと
しましても入札契約制度の監視を適正に行っていくために、常に見直すべきところは見直
していかなければいけないと考えております。

また、制度そのものではなくてその運用の方向についても先生方からいろいろな御指摘、
御意見を頂戴しているということも、御議論の中でいろいろされているということも本日
の報告の中でもしっかりと受け止めていかなければならないと考えております。

いずれにしましても、御指摘いただきました部分については、私どもがしっかりと検討
させていただきまして、また、それぞれの委員の皆様とも御相談させていただきながら、
できる限りいい方向で改善していくよう検討していきたいと考えております。

引き続き、委員の皆様には様々な観点から御意見を賜りますよう、ぜひともよろしくお
願いしたいと考えております。本日は本当にありがとうございました。

【前山契約調整担当部長】 以上をもちまして、令和4年度第2回入札監視委員会を閉
会とさせていただきます。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。では、これ
にて退出いただいて結構でございます。よろしく申し上げます。

— 了 —